

市営住宅における同性パートナーの取り扱いについて

1. 見直しの背景

性的思考及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称：LGBT 理解増進法）が令和 5 年 6 月 23 日に施行されたことにより、各分野へ波及されている。

《補足》

LGBT とは「性的少数者（セクシュアルマイノリティー）」の総称の一つで、「男性」や「女性」という分類だけでなく、人の性のあり方には様々な形がある。

L：レズビアン（女性同性愛者）

G：ゲイ（男性同性愛者）

B：バイセクシュアル（両性愛者）

T：出生時に法的・社会的に割り当てられた性別や、その性別に期待されるあり方とは異なる性別で生きている人・生きたい人

※その他にも、Queer（クィア、規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ）や Questioning（クエスチョニング、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない人）などがある。

2. 関係法規の動向及び影響について

国土交通省の技術的助言にて、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における判例を通じて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に『同性パートナー』も含むとの解釈が通知された（令和 7 年 3 月 26 日）

3. 市営住宅への入居要件(抄)

恵庭市営住宅条例（抄）

（入居者の資格）

第 6 条 市営住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者については、この限りでない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

4. 現在の恵庭市における当該規定の取扱いについて

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の例

内縁の妻であれば、住民票に『妻（未届）』と記載されるため、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として、入居要件を満たしていることとしているが、同性パートナーについては、入居要件を認めるに至っていない。

※当該規定に、同性パートナーを含めることについて、パートナーシップ宣言をしていない本市においては、現状、同性パートナーであることを証明することができず、同規定には当てはめることはしていない。

5. 同性パートナーにおける考え方(要件)

▶**要点その1** 市全体における同性パートナーの取扱いについて、関係課と協議する。

→恵庭市として、同性パートナーをどのように取り扱うのか検討する。

▶**要点その2** 同性パートナーの範囲について、調査・検討する。

→性的少数者（セクシュアルマイノリティー）の基準について定める。

▶**要点その3** 同性パートナーの取扱いについて、道営住宅や他市町村の動向を調査する。

→導入市町村の先進事例を把握するとともに、導入手法について調査する。

6. 今後のスケジュールについて(予定)

令和7年8～9月	同性パートナーについて具体的に検討
令和7年10月	第2回市営住宅運営委員会に「同性パートナー」について諮問
令和7年12月	市議会第4回定例会 常任委員会報告
令和8年1月	恵庭市営住宅条例施行規則 改正
令和8年2月	新規募集へ適用